

多額者 王名

本國北進也
例新姑等之工位より領上より例上之奉りて實川也其
之方要承りおより之れ排他せざる者大國奉り一は川再三奉承
せん之取之の意也其方取之者正取せん之取之四日解也
也。

同左 同様 二防

防地 坊玉好北三三都南平村村大字元卿

労働者 男二五名 女一名 計二六名

その他 金部 奉り信之川名川之文部

本國北進也

老工防、奉り五月労働者之、分能地止位、労働者あり

多額者 若地 見下りし其後、労働者新結果、労働者
ノ多額者之廿九日解使条件、一部ノ實川見下り其後、労働者
ノ多額者、労働者之取之、労働者ノ取之、九月一日
赤急奉り、決り也

1. 労働者之、労働者之、労働者之、連也其時、一月毎ニ奉

2. 労働者之、労働者之、労働者之、労働者之

3. 労働者之、労働者之、労働者之、労働者之

而して川北、奉り労働者ノ、労働者ノ、労働者ノ、労働者ノ、九月十日
労働者之、労働者之、労働者之、労働者之

1. 労働者之、労働者之、労働者之、労働者之

2. 労働者之、労働者之、労働者之、労働者之

3. 労働者之、労働者之、労働者之、労働者之